

東浦町建設工事事後審査型制限付一般競争入札取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、東浦町が発注する建設工事について、工事の品質の確保を図りつつ、入札及び契約手続のより一層の透明性、客観性及び競争性を高める事後審査型制限付一般競争入札（以下「一般競争入札」という。）の実施について、東浦町財務規則（昭和 54 年東浦町規則第3号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 一般競争入札の対象となる建設工事は、電子入札により一般競争入札で実施する工事とする。ただし、東浦町入札審査会（以下「審査会」という。）が特に認めたものを除く。

(入札参加資格)

第3条 入札に参加できる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 東浦町入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- (2) 入札の公告の日から落札決定までの期間に、東浦町入札参加資格停止取扱要領に基づく入札参加停止又は指名見合せを受けていない者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する者でないこと。
- (4) 入札の公告の日から落札決定までの期間において、「東浦町が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成 24 年 2 月 14 日付け愛知県半田警察署長締結）に基づく排除措置を受けていないこと。
- (5) その他町長が必要と認める要件を満たしている者であること。

2 共同企業体の入札参加資格は、当該共同企業体の構成員について、前項の規定を準用する。

3 第1項各号に掲げる資格要件の判定は、入札日現在の状況による。ただし、入札日から落札決定日までの期間に同項各号に掲げるいずれかの資格要件を満たさなくなったときは、入札参加資格を有してないものとみなす。

4 入札に参加する者の代表者は、1つの入札に重複して参加することができない。

(入札参加に必要な要件の決定)

第4条 前条第1項第5号に規定する入札参加に必要な要件は、東浦町工事請負業者選定要領に定める選定基準又は審査会での審査で入札ごとに定めるものとする。

(入札参加資格等の公告)

第5条 町長は、第3条に規定する入札参加者資格その他入札に関する事項を、公告するものとする。

2 契約担当課長は、入札公告の写しを東浦町ホームページ又はあいち電子調達共同システム (CALS/EC)（以下「電子調達システム」という。）に掲載するものとする。

(入札参加申込)

第6条 一般競争入札に参加することを希望する者は、入札参加資格の確認に必要な

資格確認申請事項（様式第1）を所定の期日までに提出しなければならない。

（落札候補者の決定）

第7条 一般競争入札において、予定価格から最低制限価格の範囲内において、最低価格で入札した者（以下「落札候補者」という。）を落札候補者とし、落札候補者の次に低価格で入札した者を次順位者とし、入札参加資格の確認が終了するまで落札を保留するものとする。

2 前項の落札候補者となる者が2者以上あるときは、くじにより落札候補者及び次順位者を決定するものとする。

（資格確認）

第8条 入札参加資格要件の確認は、開札日から起算して原則として4日（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「土曜日等」という。）を除く。）以内に行わなければならない。

2 落札候補者が入札参加資格を有していないと確認した場合には、落札候補者の行った入札を無効とする。この場合においては、次順位者を新たな落札候補者とし、前条の規定により新たな落札候補者に対する次順位者を決定して、入札参加資格を有しているものが確認できるまで前項の入札参加資格の確認を行うものとする。

3 前項の場合の入札参加資格の確認期限は、新たな落札候補者を決定した日から2日（土曜日等を除く。）以内とする。

（落札者の決定又は入札参加資格要件不適格の決定）

第9条 町長は、落札候補者が入札参加資格を有していることを確認した場合は、落札者として決定の上、当該落札者に対して電子調達システムにより通知するものとする。この場合において、町長は、契約締結に必要な書類の提出を指示するものとする。

2 町長は、落札候補者が入札参加資格を有していないことを確認した場合は、当該落札候補者に対して制限付一般競争入札参加資格確認結果通知書（様式第2）により通知するものとする。

3 町長は前項の確認をした場合は、審査会に報告するものとする。

（入札参加資格要件を満たさないと認めた者に対する理由の説明）

第10条 入札参加資格確認結果通知を受理した者で、当該要件を満たさないと認められたことに不服がある者は、通知日から起算して5日（土曜日等を除く。）以内に町長に対して、当該要件を満たさないと認めた理由について、書面を持参して説明を求めることができる。

2 町長は、前項の説明を求められたときは、当該説明を求める書面を受理した日から起算して5日（土曜日等を除く。）以内に書面により回答するものとする。

（秘密の保持）

第11条 第6条及び前条の規定により提出された書類については、返還及び公表をしないものとする。

（補則）

第12条 この要領に定めるもののほか、建設工事に係る一般競争入札の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

2 東浦町制限付き一般競争入札実施要領（平成6年4月1日制定）は、廃止する。

附 則

この要領は、平成22年10月27日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年2月14日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

様式第 1 （第 6 条関係）

商号又は名称

入札参加工事名

資格確認申請事項

(1) 同種の工事の施工実績

工 事 概 要	工 事 名	
	発 注 機 関 名	
	路線等の名称	
	工 事 場 所	
	契 約 金 額	
	工 期	
	受 注 形 態 等 (出資比率)	
	工 事 の 内 容 (工法、規模等を記載)	

注：落札候補者決定通知を受理した場合は、工事实績情報サービス（コリンズ）の工事カルテの写しを提出すること。ただし、コリンズが該当しない公共工事又は公共工事以外の場合は、契約書の写しを提出すること。

(2) 配置予定の技術者氏名等

技術者指名		生年月日		住所	
資格者証の交付番号			第 号		
工事 経験 の 概 要	工 事 名				
	発 注 機 関 名				
	路線等の名称				
	工 事 場 所				
	契 約 金 額				
	工 期				
	従 事 役 職 名				
	工 事 の 内 容 (工法、規模等を記載)				

営業所の専任技術者

住 所 _____

氏 名 _____

注 1 営業所の専任技術者は、契約を締結する営業所に設置している建設業法第 7 条第 2 号若しくは同法第 15 条第 2 号に規定するすべての者の住所及び氏名を記入すること。

2 落札候補者決定通知を受理した場合は、工事実績情報サービス（コリンズ）の工事カルテの写しを提出すること。ただし、コリンズが該当しない公共工事又は公共工事以外の場合は、契約書の写しを提出すること。

様式第2（第9条関係）

年 月 日

制限付一般競争入札参加資格確認結果通知書

業者登録番号

商号又は名称

代表者役職氏名

東浦町長

下記案件について、入札参加資格がないことを通知します。

記

1 公 告 日 年 月 日

2 工 事 名

3 入札参加資格がないと認めた理由

4 そ の 他

（1）入札参加資格がないとされた理由について、東浦町に説明を求めることができます。

（2）説明を求める場合には、年 月 日までに東浦町役場 部 課 へ、その旨を記載した書面を提出してください。